

令和7年度 重度訪問介護 指摘事項一覧

5事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘事業所数
1	人員に関する基準	従業者の員数が常勤換算方法で2.5を下回っており、最小限必要な員数を確保していませんでした。 2.5以上となるよう、適切な人員配置を行ってください。	都条例第155号第7条で準用する第5条、 都条例施行規則第175号第4条で準用する第3条第1項第1号、 障発第1206001号第三の1(4)で準用する第三の1(1)①	1
2	人員に関する基準	サービス提供責任者が同法人の運営する他事業所の従業者を兼務しており、常勤専従のサービス提供責任者を配置していませんでした。 指定重度訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上常勤専従のサービス提供責任者を配置してください。	都条例第155号第7条で準用する第5条、 都条例施行規則第175号第4条で準用する第3条第1項第2号、 障発第1206001号第三の1(4)で準用する第三の1(2)①	1
3	契約支給量等の報告等	受給者証に必要な事項を記載していない事例がありました。 支給決定障害者等の受給者証に当該事業者及び事業所の名称、当該指定重度訪問介護の内容、契約支給量、契約日等の必要な事項を記載してください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第14条第1項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(2)①	1
4	サービスの提供の記録	サービス提供記録に関する記録の全て又は一部が確認できない事例、サービス提供記録と職員の勤務実態の整合性がつかない事例、サービス提供記録について利用者に確認を受けていない事例がありました。 指定重度訪問介護を提供した際は、当該指定重度訪問介護の提供日、内容その他必要な事項をその都度適切に記録し、利用者の確認を得てください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第23条、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(9)	2
5	サービス提供責任者の責務等に関すること(重度訪問介護計画の作成等)	重度訪問介護計画の作成に関する以下の業務の全て又は一部が適切に行われていない事例がありました。サービス提供責任者は、重度訪問介護計画の作成に係る一連の業務を適切に行ってください。 ●利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した重度訪問介護計画を作成すること。(変更時について準用) ●重度訪問介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族に、当該重度訪問介護計画の内容を説明するとともに、当該重度訪問介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者(指定特定相談支援事業者等)に交付すること。(変更時について準用) ●重度訪問介護計画の作成後においても、当該重度訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度訪問介護計画の変更を行うこと。 ●指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、重度訪問介護計画を作成すること。	都条例第155号第43条第1項で準用する第10条第2項から第4項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(16)	4

令和7年度 重度訪問介護 指摘事項一覧

5事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
6	勤務体制の確保	同法人が運営する他事業所の職務を兼務している従業者について、他事業所等の勤怠及び業務が混在しており、当該指定重度訪問介護事業所としての勤務体制が明確に定められていませんでした。 当該指定重度訪問介護事業所の従業者の勤務状況を適切に記録し、事業所における勤務体制を明確に定めてください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第12条第1項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(22)①	1
7	勤務体制の確保	ハラスメント対策としての措置が講じられていませんでした。 事業所の方針の明確化・その周知啓発、相談体制の整備等、必要な措置を講じてください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第12条第4項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(22)④	2
8	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定重度訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていること。 ●業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。	都条例第155号第43条第1項で準用する第12条の2、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(23)	3
9	感染症の予防及びまん延防止	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●指針を整備すること。 ●研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。	都条例第155号第43条第1項で準用する第34条第3項、 都条例施行規則第175号第4条の2第1項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(24)	3
10	身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化を図るための次の措置が適切に講じられていませんでした。以下の措置を適切に講じてください。 ●研修を定期的(年1回以上)に実施すること。	都条例第155号第43条第1項で準用する第35条の2第3項、 都条例施行規則第175号第4条の3第1項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(26)④	1
11	秘密保持等	一部の従業者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。 従業者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第36条第1項及び第2項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(27)①及び②	3
12	秘密保持等	利用者本人又は利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第36条第3項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(27)③	2
13	虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置が適切に講じられていませんでした。以下の措置を適切に講じてください。 ●研修を定期的(年1回以上)に実施すること。	都条例第155号第43条第1項で準用する第40条の2、 都条例施行規則第175号第4条の4第1項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(31)③	1

令和7年度 重度訪問介護 指摘事項一覧

5事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
14	障害福祉サービス等情報公表 制度	障害福祉サービス等情報公表制度による、障害福祉サービス等情報の報告が行われていませんでした。 情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告してください。 (改善の確認ができない場合は、令和6年4月に遡って、報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しなければなりません。)	障害者総合支援法第76条の3、 厚労告第523号別表第2の1の注13、 障発第1031001号第二の1(12)	1
15	給付費の算定等 (重度訪問介護サービス費)	重度訪問介護サービス費の算定に当たり、以下のとおり適切に行われていない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。 ●サービス提供の都度記録に関する全ての記録が確認できない事例。 ●他のサービスと重複して重度訪問介護サービス費を算定している事例。 ●サービス提供時間を誤って算定している事例。	厚労告第523号別表第2の1の注1、 障発第1031001号第二の2(2)②	1
16	業務継続計画未策定減算	感染症発生時における業務継続計画を作成していないため、適切な算定となるよう基準を満たさない事実が生じた時点(令和7年4月まで遡及)から、基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算を行ってください。	厚労告第523号別表第2の1の注14、 障発第1031001号第二の1(13)	1
17	身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていないため、適切な算定となるよう身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じられていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算を行ってください。	厚労告第523号別表第2の1の注15、 障発第1031001号第二の1(14)	1
18	虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていないため、適切な算定となるよう虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じられていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算を行ってください。	厚労告第523号別表第2の1の注16、 障発第1031001号第二の1(15)	1